

**若者向け消費者啓発動画制作業務委託  
募集要項**

1 事業名称

若者向け消費者啓発動画制作業務委託

2 事業内容に関する事項

(1) 事業目的

2022年4月の民法改正に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、18歳になれば保護者の同意なく自らの意思で契約できるようになった一方で、18歳から19歳の未成年者取消権が認められなくなった。

また、社会のデジタル化が進展し、悪質で巧妙な手口が次々に現れることなどにより、インターネット上の取引やSNSをきっかけとする消費者トラブルが増加しており、社会経験や契約に関する知識に乏しい若年者の消費者トラブルの増加や深刻化が懸念されることから、若年者の被害の未然防止に取り組む必要性が一層高まっている。

社会経験や契約に関する知識の乏しい若年者（概ね18歳～24歳）を中心に、消費者トラブルを自分事として捉え、日常生活に潜む消費者トラブルのきっかけに気づけるよう促すとともに、他の世代に比べて、消費者センターの認知度が低い傾向にあることから、トラブルに遭遇した時は、身近な相談先として消費者センターに相談できることを周知する必要がある。

本事業では、若年者の消費者被害の未然防止と消費者センターの認知度向上を図るため、啓発動画を制作する。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 事業経費（契約上限額）

金 4,345,000 円（消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和9年2月15日

(5) 費用分担

受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場

合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 契約書案

別紙参照

(3) 契約保証金

契約保証金 免除 保証人 否

(4) 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めるとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次に掲げる要件のすべてに該当する者は、公募型プロポーザルに参加することができる。ただし、(2)、(3)においては、いずれか一方に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿（委託）に登録されていること。
- (3) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿（委託）に登録されていない者については、令和8年1月1日現在、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 上記(1)から(7)までの要件を満たす事業者同士（ただし、(2)、(3)についてはいずれか一方を満たすこと）の共同体での申請は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
  - ア 全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
  - イ 参加申請書類提出後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
  - ウ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
  - エ 参加申出書類提出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの団体の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
  - オ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
  - カ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

#### 5 スケジュール

- ・ 公募開始

令和8年7月10日（金）

- ・ 実施説明会参加及び質問受付締切 令和8年7月23日(木)
- ・ 実施説明会・質問回答 令和8年8月5日(水)
- ・ 参加申出受付開始 実施説明会終了後から
- ・ 参加申出関係書類の提出期限 令和8年8月21日(金)
- ・ 参加資格決定通知 令和8年8月28日(金)
- ・ 企画提案書の提出期限 令和8年9月11日(金)
- ・ 選定委員会(プレゼンテーション) 令和8年10月上旬
- ・ 選定結果通知 令和8年10月中旬

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 公募型プロポーザル実施説明会

公募型プロポーザルに参加する場合は、説明会の出席は必須とします。

#### ア 日時

令和8年8月5日(水) 午前10:30~11:30

#### イ 場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
アジア太平洋トレードセンター I TM棟3階  
大阪府消費者センター セミナー室

#### ウ 参加申込

令和8年7月23日(木) 午後6時までに、「公募型プロポーザル実施説明会参加申込書及び質問票」【様式1】を「8(2)提出、問い合わせ先」の提出先へ提出すること。(メールまたはファックスでの送信も可、ただし受信の電話確認をすること。) 締切以降の質問については受け付けない。回答については、説明会で回答するとともに、市民局ホームページの当該案件ページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。説明会の出席は2名までとする。

### (2) 参加申出手続き

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「申出者」という。)は、令和8年8月5日(水)の実施説明会出席後、から令和8年8月21日(金)までの土日祝を除く、午前10時~午後6時の間に次の書類を「8(2)提出、問合せ先」に提出し、公募型プロポーザル参加資格審査を受けなければならない。

#### ア 公募型プロポーザル参加申出書【様式2】

イ 登記事項証明書(現在事項証明書、全部事項証明書のいずれでも可。提出日前3箇月以内に発行されたもの、最新の情報を反映したもの:写し可)(任意団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)

ウ 印鑑証明書(提出日前3箇月以内に発行:写し不可)

#### エ 使用印鑑届【様式3】

オ 申請内容確認書(実印押印 要)【様式4】

カ 団体目的等についての誓約書【様式5】

- キ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(提出日前3箇月以内に発行されたもの:写し可)(税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式)で提出すること。ただし、様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できるものであること)  
ただし、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- ク 直近2箇年の市町村民税及び固定資産税(土地・家屋、償却資産)の納税証明書(提出日前3箇月以内に発行されたもの:写し可)  
ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- ケ 委任状(共同体で申請する場合のみ)【様式6】
- コ 協定書(共同体で申請する場合のみ。様式自由)
- ※共同体での参加の場合、イ〜クは各構成員分提出すること。  
※令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿(委託)に登録されている者については、上記イ〜オ、キ、クを省略できるものとする。

### (3) 参加資格決定の通知

審査の結果、参加資格があると認められた申出者(以下「参加者」という。)に対しては、令和8年8月28日(金曜日)付で電話連絡のうえメールにて参加資格決定通知書を交付する。参加資格が認められなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書を交付する。

### (4) 企画提案書の提出

- ア 参加者が提出できる企画提案書は1種類のみとする。
- イ 企画提案書はA4版とし、様式は自由とする。
- ウ 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとする。
- ① 事業趣旨
  - ② 事業内容
    - ・ 事業内容は、仕様書に沿って下記項目を踏まえて具体的に記載すること。
    - ・ コンセプト及び全体構成(シナリオ)を示すこと。
    - ・ 視聴者が理解しやすいコンテンツ作成の工夫等に関する考え方(撮影、演出、編集、ナレーション、音楽、字幕等の提案)を示すこと。
  - ③ 事業にかかる実施スケジュール、実施体制
  - ④ 経費内訳書
    - ・ 経費内訳書は積算内訳を詳細に記載し、積算の妥当性が分かるようにすること。
  - ⑤ 類似業務実績
    - ・ 本業務と類似した実績があれば示すこと。
    - ・ 実績となる動画がウェブサイトに掲載されている場合は、そのURLを示しても差し支えない。(ただし、6(4)エにあるマスキング部分が明らかとなるURL及び動画は不可。また、7(2)アのプレゼンテーションの際に動画を上映す

ることはできない。)

エ 提出部数

8部(正1部、副1部、マスクング6部)

※マスクングについては、参加者の商号又は名称(略称を含む)、所在地、電話番号及びFAX番号、代表者氏名(副代表や理事長、副理事長など代表者たる立場を有する者の氏名を含む)をマスクングしてください。

オ 受付期間

令和8年8月28日(金曜日)から令和8年9月11日(金曜日)までの土日祝を除く、午前10時～午後6の間とする。

カ 提出場所

「8(2)提出、問合せ先」まで持参すること。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

選定会議において、下記の視点に沿って企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行い、全委員の評価点により優先交渉者を決定する。

審査項目	審査内容	配点	
理解度	本事業の趣旨を理解した提案となっているか	15点	25点
	消費者教育の重要性を正しく理解しているか	10点	
企画の妥当性 (構成)	若年者が消費者被害を回避するために必要な要点を踏まえ、動画作成に向けた構成(伝える順序や強調点等)が合理的に説明されているか。	15点	15点
企画の妥当性 (訴求力)	大阪市消費者センターの認知度向上および相談行動につなげることに資する、訴求力のある演出や編集等の方針が、根拠とあわせて示されているか。	10点	20点
	若年者に関心をもって視聴してもらうための工夫についての考え方が具体的に示されているか。	5点	
	提案に独自性があるか。また、それが、目的(理解促進および相談への誘導)との関係、実現可能な制作手法や体制と結びつけて説明されているか。	5点	
スケジュール	提案した企画を実施できるスケジュールが計画されているか。	10点	10点
業務遂行力	映像制作の専門性、ノウハウを備え、充実した内容にし得る業務遂行力があるか。	10点	20点
	類似業務について豊富な実績を有しており、本事業の業務遂行力が認められるか。	10点	
積算	所要経費の積算が妥当であるか。	10点	10点
合計		100点	

## (2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、参加者の名称等が特定できない企画提案書を用いて、外部の学識経験者等有識者により構成される「若者向け消費者啓発動画制作委託事業者選定会議」を開催し、プレゼンテーションと質疑応答を実施のうえ、選定委員会からの意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 選定会議の日時は、事前に参加者へ連絡する。
- エ 選定会議に出席できない場合は、選定対象から外れる。
- オ 選定会議時は、企画提案書をもとに口頭にて説明を行うこと。なお、説明時にパワーポイント等は使用できない。
- カ 審査の結果、評価点が最も高い参加者が複数いる場合は、「(1) 選定基準」に記載している評価項目「理解度」の合計点が高い方を最優秀提案者とする。
- キ 評価点の合計が基準点（平均 60 点）に満たなかった場合は、評価点が最も高い参加者であっても、その参加者の提案は採用しないものとする。
- ク 審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては、一切回答しない。

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## (4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。なお、選定結果の通知を受けた参加者は、その選定結果について疑義があるときは、書面を「8 (2) 提出先」に提出することにより、選定結果の内容についての説明を求めることができる。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提出物は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。

オ 参加申出書、企画提案書等について、提出期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申出後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ 本委託業務の履行にあたっては、仕様内容を遵守し、提案内容については発注者と調整した上で、誠実に履行すること。

(2) 提出、問合せ先

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
アジア太平洋トレードセンター I TM棟3階  
大阪市消費者センター  
TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525